6. 「北方領土」問題

1. 日露関係の黎明

資料　皇帝アレクサンドル 1 世の 1821 年 9 月 4 日付（露歴）勅令第 1 条

Сентября 4. Именный, данный Сенату.
9 月 4 日。元老院に提出された勅令。（中略）
Постановление правил о пределах плавания и порядка приморских сношний вдоль берегов Восточной Сибири, Северо-Западной Америки и Осторовов Алеутских, Курильских и проч.
東シベリア、北西アメリカ、ならびにアレウト列島およびクリル列島その他の沿岸の航行範囲および沿岸交渉についての規則の決定。
§1. Производство торговли китовой и рыбной ловли и всякой промышленности на островах, в портах и заливах и вообще по всему Северо-Западному берегу Америки, начиная от Берингова пролива до 51° Северной широты, также по островам Алеутским и по Восточному берегу Сибири; так как по островам Курильским, то есть начиная от того же Берингова пролива до Южного мыса острова Урупа, и именно до 45°50' Северной широты предоставляется в пользование единственно Российским подданным.
第 1 条　ベーリング海峡から北緯 51 度までのアメリカの全北西岸、アリューシャン列島、同じくベーリング海峡からクリル諸島、すなわち北緯 45 度 50 分までのウルップ島南岬までのシベリア東岸の島々、港、湾における捕鯨および漁業の交易ならびにあらゆる狩猟の実施は、もっぱらロシア臣民の利用に供される。
(Полное собрание законов Российской империи, т. XXXVII, 1821 г., с. 904)（ロシア帝国法令全集第 37 巻、1821 年、904 ページ[1]）

→当時のロシア帝国は、クリル諸島の南端はウルップ島であり、クナシリ島、エトロフ島はクリル諸島に含めていないという解釈が成り立つ。

[1] 該当ページには 904 と付されているが、ロシア国立図書館の電子検索では、Полное собрание законов Российской империи, т. XXXVII の 904 ページではなく、824 ページ（страница № 824）である（http://www.nlr.ru/e-res/law_r/show_page.php?page=824&root=1/37/ ［2011 年 4 月 18 日アクセス］）。

2. 日露開国交渉

2.1.「日本との交渉についてのプチャーチン宛外務省追加訓令 730 号」

Из утвержденной императором Николаем I 24 февраля 1853 г. дополнительной инструкции МИД России Е.В. Путятину о переговорах с японцами No. 730 от 27 февраля 1853 г. 皇帝ニコライ 1 世により 1853 年 2 月 24 日付で承認された、1853 年 2 月 27 日付日本との交渉についての E. B. プチャーチン宛ロシア外務省追加訓令第 730 号

Что касается до самих писем к Губернатору острова Нагасаки[2] и в Верховный Японский Совет[3], которые при сем к Вашему Превосходительству препровождаются в запечатанных пакетах с вложенными внутрь оных переводами на голландском языке, то по содержанию письма в Верховный Совет, яко главного, Министерство Иностранных Дел долгом считает изъяснить следующее. 長崎奉行および老中宛書簡はオランダ語訳を同封して封印した行嚢にて閣下宛に送付されているが、より重要な老中宛書簡の内容につき、外務省は以下の通り説明しておくべきものと考える。

В сем письме, с коего у сего же прилагается точная копия как и с письма к Губернатору, кроме предложения японцам о вступлении с нами в торговые сношения, - о дозволении нашим купеческим судам (а также, по надобности, и военным) приставать в те порты Японии, которые будут для сего назначены, мы предъявляем также требование об установлении границ между Российскими и Японскими владениями.この書簡は、長崎奉行宛ての書簡と同様、その写しを別添してあるが、そこにおいては、我々との通商関係開設に関する日本側への提案、および追って指定する我々の商船（必要があれば軍艦も）に対する日本の港への寄港許可に関する提案の他、露日領土間の国境画定についての要求も提起している。Мысль теперь же приступить к пограничному вопросу показалась нам весьма основательною: через это можно, так сказать, заставить Японцев по необходимости войти с нами в переговоры.国境問題に直ちに取り掛かるとの考えは、根拠のあるものと思われるが、このことを通じ、いわば日本人が我々と交渉に入ることを余儀なくされるからである。От прочего они могли бы, следуя своим обычным правилам, тотчас же уклониться и дать ответ отрицательный, но предъявление нашего желания о разъяснении границ есть такого рода требование, от коего им трудно отказаться.他の場合であれば、彼らは自らの慣習により直ちにこれを回避し、否定的な回答を出すであろうが、国境を明確にしたいとの我々の要望は、彼らにとり拒絶し難いものである。Самим этим вопросом мы можем побудить Японское Правительство к большей уступчивости.正にこの問題を用いることで、我々は幕府から大きな譲歩を引き出すことが出来る。

По сему предмету о границах наше желание быть по возможности снисходительными (не проронивая однако же наших интересов), имея в виду, что достижение другой цели, - выгод торговых, - для нас имеет существенную важность.この国境問題に関する我々の要望は、通商上の利益というもう一つの目的の達成が我々にとって本質的な重要性を持っているということを考慮すれば、（我々の利益を損なわない範囲で）可能な限り寛大なものであるべきである。Из островов Курильских южнейший, России принадлежащий, есть остров Уруп, которым мы и могли бы ограничиться, назначив его последним пунктом Российских владений, к югу, - так, чтобы с нашей стороны южная оконечность сего острова была (как и ныне она в сущности есть) границею с Японией, а чтобы с Японской стороны границею считалась северная оконечность острова Итурупа.クリル諸島のうち、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島がロシア領の南方における終点と述べることで満足してよく、これにより（今日既に実際そうであるように）我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる。Если бы, паче чаяния, Японское Правительство стало предъявлять свои права на сей остров, то Вы можете объяснить им, что о. Уруп на всех наших картах показывается принадалежащим России и что лучшим доказательством сей принадлежности есть то, что Российско-Американская Компания, имеющая в своем управлении Российския владения в Америке и в разных там морях, не только распоряжается Урупом наравне с прочими Курильскими нашими островами, но даже имеет там поселение, и вообще сей остров считается границею наших владений в Курильских островах.幕府が予想に反してウルップ島に対し自らの権利を主張する場合には、先方に対し、この島が我々のすべての地図

[2] 直訳は「長崎島知事」であるが、事実に即して「長崎奉行」と訳す。
[3] 直訳は「日本最高会議」であるが、事実に即して「老中」と訳す。

中でロシア領と記載されていること、また、アメリカおよびその種々の水域におけるロシア領を管轄する露米会社が、他の我々のクリル諸島と同様ウルップ島を支配下に置き、更には住民すら有していることは、その帰属についての最良の証拠をなすものであり、一般にこの島はクリル諸島における我々の領土の境とみなされている旨を説明し得よう。

АВПРИ[4], ГА[5], 1-9, оп. 8, д. № 17, ч. 1,ЛЛ. 214-216 об. 218-218 об.

2.2.日露和親（通好）条約（下田条約）第 2 条問題

2.2.1. 交渉時の言語

日本側：ロシア語を解する者なし。漢文を解する者あり。オランダ語を解する者あり。
ロシア側：中国語を解する者あり（初代駐日総領事ゴシケヴィッチ）。オランダ語を解する者あり。
交渉は主としてオランダ語となる。

2.2.2. 条約文の検討

条約文の検討は、オランダ語正文を作成し、日本側はその日本語訳、ロシア側はロシア語訳を検討。またオランダ語正文から漢文を作成し、双方でチェック。

2.2.3.. 第 2 条における脱字と誤訳

①漢文における脱字（カッコの部分）

「嗣後魯西亜國與日本國之境、応在厄土呂布、蔚布両島間、其厄土呂布全島属日本、蔚布全島及其（他）北方久利留諸島属魯西亜、至哈喇土嶋則日本與魯西亜不分疆域須如往規」

「今より後日本国と魯西亜国との境、エトロプ島とウルップ島との間にあるへし、エトロプ全島は日本に属し、ウルップ全島及び其の（他の）北方のクリル諸島は魯西亜に属す、カラフト島に至りては日本国と魯西亜国との間において界を分たす之迄仕来之通たるへし」

②誤訳

下線部を「ウルップ全島夫より北の方クリル諸島は」と誤訳

2.2.4. サンフランシスコ平和条約締結以後の「クリル諸島」の範囲についての論争の原因

誤訳された日本語訳をもとに、「下田条約締結当時、日露双方とも、ウルップ島を含めてその北方の島々をクリル諸島と理解していた」とする主張が出てきた。

この主張は、「サンフランシスコ平和条約で放棄したのは、下田条約でいうクリル諸島、すなわちウルップ島以北であり、エトロフ島、クナシリ島は放棄していない」というものである。

しかし、オランダ語正文、ロシア語、脱字を補った漢文を見ると、ウルップ島以北はクリル諸島の一部と解されるので、クナシリ島、エトロフ島もクリル諸島ということになる。

日本國魯西亞國通好條約
第二條
【オランダ語正文[6]】
Van nu af zal de grens tusschen de eilanden Itoroep (Iedorop) en Oeroep zyn. Het geheel eiland Itoroef behoort aan Japan en het geheel eiland Oerop, met de overige Koerilsche eilanden, ten noorden, behoren tot Russische bezittingen. Wat het eiland Krafto (Saghalien) aangaat, zoo blyft het ongedeeld tusschen Rusland en Japan, zoo als het tot nu toe geweest.
これから後、境界はイトルプ（イェドロプ）島とウロプ島の間にあるべし。イトルプ全島は日本に属しそしてウロプ全島は残りの、北のほうの、クリル諸島とともに、ロシアの所有に属する。カラフト（サハリン）島について言えば、従来どおりロシアと日本との間に不分割のままにとどまる。
【ロシア語訳[7]】

[4] Архив внешней политики Российской Империи（ロシア帝国外交文書）の略語。
[5] Государственный архив（国立公文書館）の略語
[6] 村山七郎『クリル諸島の文献学的研究』三一書房、1987 年、180 頁。

Отныне границы между Россией и Японией будут проходить между островами Итурупом и Урупом. Весь остров Итуруп принадлежит Японии, а весь остров Уруп и прочие Курильские острова к северу составляют владение России. Что касается острова Карафуто [Сахалина], то он остается неразделенным между Россией и Японией, как было до сего времени.
これから後、日本とロシアとのあいだの境界はイトルプ島とウルップ島とのあいだを通ることとなろう。イトルプ全島は日本に属し、ウルップ全島および北方のその他のクリル諸島は、ロシアの領土となる。カラフト（サハリン）島については、従来どおりロシアと日本とのあいだで不分割のままとする。
【日本語訳[8]】
今より後日本國と魯西亞國との境「ヱトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「ヱトロプ」全島は日本に屬し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亞に屬す「カラフト」島に至りては日本國と魯西亞國との間に於て界を分たす是まて仕來の通たるへし

3. サンクト・ペテルブルク条約

3.1. サンクト・ペテルブルク条約（千島・樺太交換条約）締結交渉

1874 年 3 月	榎本武揚（1836 年 10 月 5 日〜1908 年 10 月 26 日）、ウルップ島からカムチャツカ半島までの島々と樺太（サハリン）との交換の訓令をもって、初代駐露公使として赴任。
1875 年 1 月 2 日	ロシア側交渉責任者ストレモウーホフ･アジア局長、サハリンと、ウルップ島よりオネコタン島（いわゆる中千島）までとの交換を要求。 ロシア船が、オネコタン島とパラムシル島との間のアンフェリト海峡を通航しているため。
3 月 4 日	榎本、日本側条件（上記訓令の内容）を提示。
3 月 24 日	ストレモウーホフ、日本の主張に同意。
5 月 7 日	サンクト・ペテルブルグ条約調印（正文はフランス語）。

3.2. 条約第 2 款問題

【フランス語正文[9]】
Article II　En échange de la cession à la Russie des droits sur l'île de Sakhaline, énoncée dans l'article premier, Sa Majesté l'Empereur de toutes les Russies, pour Elle et Ses héritiers, cède à Sa Majesté l'Empereur du Japon le groupe des Îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement, avec tous les droits de souveraineté découlant de cette possession, en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon. Ce groupe comprend les dix-huit îles ci-dessous nommées : 1/ Choumchou, 2/ Alaïd, 3/ Paramouchir, 4/ Makanrouchi 5/ Onékotan, 6/ Harimkatan, 7/ Elaima, 8/ Chiachkotan, 9/ Moussir, 10/ Raikoké, 11/ Matoua, 12/ Rastoua, 13/ les îlots de Srednéva, 14/ Kétoï, 15/ Simousir, 16/ Broton, 17/ les îlots de Tchorpoï et Brat Tcherpoïeffet, 18/ Ouroup, en sorte que la frontière entre les Empires de Russie et du Japon dans ces parages passera par le détroit qui se trouve entre le cap Lopatka de la péninsule de Kamtchatka et l' île de Choumchou.
【ロシア語訳[10]】
Статья 2　Взамен уступки России прав на остров Сахалин, изъясненной в статье первой, Его Величество Император Всероссийский, за Себя и Своих Наследников, уступает Его Величеству Императору Японскому

[7] 在ロシア日本国大使館ホームページ（http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1855.html#7〔2011 年 4 月 25 日アクセス〕）。
[8] 外務省記録局『締盟各国条約彙纂』第 1 編、1884 年、585-589 ページ（国立国会図書館近代デジタルライブラリー http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309/308〔2011 年 5 月 17 日アクセス〕）。また内閣府北方対策本部ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou01.pdf〔2011 年 5 月 17 日アクセス〕）。
[9] 同上『締盟各国条約彙纂』647-648 ページ（国立国会図書館近代デジタルライブラリー http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309/339〔2011 年 5 月 17 日アクセス〕）。
[10] 在ロシア日本国大使館ホームページ（http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1905.html#1〔2011 年 5 月 17 日アクセス〕）。

группу островов, называемых Курильскими, которыми Он ныне владеет, со всеми верховными правами, истекающими из этого владения, так что отныне сказанная группа Курильских островов будет принадлежать Японской Империи. Эта группа заключает в себе нижеозначенные восемнадцать островов, а именно: 1) Шумшу, 2) Алаид, 3) Парамушир, 4) Маканруши, 5) Онекотан, 6) Харимкотан, 7) Экарма, 8) Шиашкотан, 9) Муссир, 10) Райкоке, 11) Матуа, 12) Растуа, 13) островки Среднева и Ушисир, 14) Кетой, 15) Симусир, 16) Бротон, 17) островки Черпой и Брат Черпоев и 18) Уруп, так что пограничная черта между Империями Российскою и Японскою в этих водах будет проходить через пролив, находящийся между мысом Лопаткою полуострова Камчатки и островом Шумшу.

【日本語訳[11]】（榎本訳？）

第二款　全魯西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈嗹島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「ブロトン」島第十七「チエルポイ」ならびに「プラット、チエルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパツカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

【現代語訳】（上野訳）

第 2 条　第 1 条に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、クリル諸島と呼ばれる諸島のうち、自身が現在所有している島々のグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の 18 島が含まれる。その 18 島とは、すなわち、1）シュムシュ、2)アライド､3)パラムシル、4)マカンルシ、5)オネコタン、6)ハリムコタン、7)エカルマ、8)シャシコタン、9)ムシル、10)ライコケ、11)マツア、12)ラスツア、13)スレドネヴァおよびウシシル、14)ケトイ、15)シムシル、16)ブロトン、17)チェルポイおよびブラット・チェルポエフ、18）ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島ロパトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

4. 日露講和条約（ポーツマス条約）

ロシアは樺太の北緯 50 度以南の領土を永久に日本へ譲渡する。

第九條

露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本國及露西亞國ハ薩哈嗹島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

5. 第二次世界大戦期の日ソ関係

5.1. 大西洋憲章

1941 年 8 月 14 日　フランクリン・ルーズヴェルト米大統領とウィンストン・チャーチル英首相、大西洋上で共同宣言を発表（大西洋憲章）。

第 2 次世界大戦において連合国がとるべき指導原則＝民族自決、主権在民、国際経済協力、社会福祉の促進、恐怖と欠乏からの自由、武力行使の破棄。

領土については、

①両国ハ領土的其ノ他ノ増大を求メス

[11] 内閣府北方対策本部ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou02.pdf［2011 年 5 月 17 日アクセス］）。

②両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス

1941 年 9 月 24 日　「大西洋憲章」参加のソ連政府宣言。

大西洋憲章[12]

（一九四一年八月十四日大西洋上ニテ署名）

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。

二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

三、両国ハ一切ノ国民カ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主権及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主権及自治カ返還セラルルコトヲ希望ス。

四、両国ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戦勝国タルト敗戦国タルトヲ問ハス一切ノ国カ其ノ経済的繁栄ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。

五、両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及ヒ社会的安全ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生セシメンコトヲ欲ス。

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後両国ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確実ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコトヲ希望ス。

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。

八、両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ実在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強カノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国国境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与エ又ハ与ウルコトアルヘキ国ニ依リ引続キ使用セラルルトキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

フランクリン・ディー・ローズヴェルト
ウィンストン・チャーチル

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

5.2 カイロ宣言

1943 年 10 月 5 日　ルーズヴェルト、国務省との会談で、ソ連参戦を可能にするため「クリル諸島はロシアに引き渡されるべきである」と表明。

11 月 27 日　ルーズヴェルト、チャーチル、蒋介石・中華民国主席、カイロで会談を行い、「カイロ宣言」を発表。

右同盟国は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず。又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず。

日本が第 1 次世界大戦の開始以来他国から奪ったり占領した太平洋の島々、満州、台湾などの清国から奪った地域、「暴力および貪欲により日本が略取した」他の全ての地域から駆逐されねばならぬ。

ルーズヴェルトは帰国後の演説でソ連は全サハリンの返還とクリル諸島の引き渡しを望んだと報告。

当初、「カイロ宣言」は日本に対する拘束力を持たなかったが、日本が受諾し、ソ連も参加した「ポツダム宣言」は「カイロ宣言の条項は履行せらるべし」と

[12] 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文･重要文書のページから（http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j07.html）。

明言したため、日本および「ポツダム宣言」に参加した全ての国を拘束する文書となった。

カイロ宣言[13]

【英文】

President Roosevelt, Generalissimo Chiang Kai-shek and Prime Minister Mr. Churchill, together with their respective military and diplomatic advisers, have completed a conference in North Africa.

The following general statement was issued:

"The several military missions have agreed upon future military operations against Japan. The Three Great Allies expressed their resolve to bring unrelenting pressure against their brutal enemies by sea, land, and air. This pressure is already rising.

"The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent.

"With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan."

【日本語訳】

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的声明ヲ発セラレタリ

各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟国ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵国ニ対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本国カ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ軈テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国ハ同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ」

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

5.3. ヤルタ協定

1945 年 2 月 4～11 日　ルーズヴェルト米大統領、チャーチル英首相、スターリン・ソ連首相の三巨頭会談。

ソ連は対日参戦の条件として全サハリンの返還およびクリル諸島全島の引き渡しを条件とした。

ソ連対日参戦準備にとりかかる。

4 月 5 日　ソ連外相モロトフ、佐藤駐ソ大使に中立条約不延長を通告。

[13] 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」資料と解説ページから（テキストは http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html#t001; 画像は http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46_001r.html）。内閣府北方対策本部ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou06.pdf）

ヤルタ協定[14]

千九百四十五年二月ノ「ヤルタ」会談ニ於テ作成
千九百四十六年二月十一日米国国務省ヨリ発表

三大国即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆国及英国ノ指揮者ハ「ドイツ」国カ降伏シ且「ヨーロツパ」ニ於ケル戦争カ終結シタル後二月又ハ三月ヲ経テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合国ニ与シテ日本ニ対スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古（蒙古人民共和国）ノ現状ハ維持セラルヘシ
二、千九百四年ノ日本国ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」国ノ旧権利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ
（イ）樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ
（ロ）大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ国際化セラルヘクヌ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借権ハ回復セラルヘシ
（ハ）東清鉄道及大連ニ出口ヲ供与スル南満洲鉄道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレヌ中華民国ハ満洲ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スルモノトス
三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ

前記ノ外蒙古並ニ港湾及鉄道ニ関スル協定ハ蒋介石総帥ノ同意ヲ要スルモノトス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス

三大国ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本国ノ敗北シタル後ニ於テ確実ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ

「ソヴィエト」連邦ハ中華民国ヲ日本国ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民国間友好同盟条約ヲ中華民国国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス

千九百四十五年二月十一日

ジェー・スターリン
フランクリン・ディー・ルーズヴェルト
ウィンストン・エス・チャーチル

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

5.4. ポツダム宣言

1945 年 7 月 26 日　ポツダム宣言。
　カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベクヌ日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ
7 月 27 日　最高戦争指導会議、閣議で東郷茂徳外相、領土条項修正要求とソ連からの和平仲介の回答を待つため、しばらく様子を見ることを主張。
　陸軍は受諾拒否。
7 月 28 日　鈴木首相、記者会見で「黙殺」と発言。
8 月 6 日　広島に原子爆弾投下。
8 月 8 日　天皇、東郷茂徳外相に「なるべく早く戦争の終結を見るように取り運ぶことを希望する」と述べる。
　ソ連、対日参戦（日本時間午後 11 時）。
8 月 9 日　長崎に原子爆弾投下。
8 月 10 日　御前会議でポツダム宣言受諾を決定。
8 月 14 日　ポツダム宣言受諾を中立国経由で連合国へ申し入れ。

[14] 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文･重要文書のページから（http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j04.html）。

ポツダム宣言（米、英、支三国宣言）[15]

千九百四十五年七月二十六日
米、英、支三国宣言
（千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ）

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許可サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊）

[15] 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文･重要文書のページから（http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html）。

6. サンフランシスコ平和条約

6.1. 日本の講和準備

1946 年 11 月　外務省条約局・政務局で平和問題研究幹事会を設置し準備開始
ここで作成された資料は外務省文書「対日平和条約関係準備研究」第 1 巻に収められているが、領土関係の項はほぼすべて非公開となっている

6.2. 当時の日本政府の千島の定義

1950 年 3 月 8 日　島津久大政務局長答弁「ヤルタ協定の千島は南千島、北千島を含めたもの。ハボマイ、シコタンは千島に含まれていない」。
西村熊雄条約局長「千島列島が、［ウルップ・エトロフ間の］国境以北だけ、以南の南千島は千島列島でないという解釈は生まれない」。

6.3. サンフランシスコ平和条約締結前の米国の対日政策

1948 年 5 月 26 日　米国家安全保障会議「合衆国の対日政策に関する報告」。
①対日講和は米国の求める基本線が実現できるまで延期する。
②沖縄基地を改修し、琉球列島を長期にわたって戦略的に利用できるよう、国際的承認を取り付ける。
③講和後も横須賀を軍事的・商業的拠点として使用できるようにする。
④共産主義者の政権奪取を防ぐため、警察力を強化する。
⑤米国の対日政策の最高の目的を改革から経済復興に移す。

6.4. アメリカの講和準備

1947 年 3 月　米国務省極東局北東アジア課長ヒュー・ボートン、最初の平和条約草案を準備。
→北方領土に関してはヤルタ協定どおりクリル諸島をソ連に譲渡。
8 月 5 日　ボートン訪日後の第 2 次案でウルップ島以北割譲に変更。
10 月 4 日　ジョーシ・ケナン米国務省政策企画局長、意見書でエトロフ、クナシリを日本に与えることを提案。
1948 年 1 月 30 日　ボートン、「クリル諸島に関してヤルタ協定では定義されていない」。
1949 年 6 月 14 日　北海道町村会、外務大臣宛「懇請書」で、エトロフ、クナシリはポツダム宣言に記された千島列島に含まれないと主張。
27 日　在日公使ヒューストン、意見書で、エトロフ、クナシリはクリル諸島の一部で、ヤルタ協定でソ連のクリル諸島占領を正当化したが、この 2 島はつねに日本領であったことを考慮すべき。
10 月 13 日　国務長官指示に基づく平和条約案、エトロフ、クナシリ、ハボマイ、シコタンは日本の領土と明記。
注釈には、「我々はソ連がそれを手放す見込みがまずないことを承知で、この処置を提案すべきであると考えるのであって、そうすれば、ソ連が手放さない場合、我々は日本人の間で好意を獲得し、ソ連は日本人に不評をかうであろう」と記されていた。
11 月 2 日　平和条約新案、エトロフ、クナシリ、ハボマイ、シコタンを日本の領土からはずす。
脚注には、「エトロフ、クナシリ、及び小クリル島（ハボマイ群島とシコタン島）の日本保持を提案すべきか否かについての決定は、まだ最終的に話されていない。現時点での考え方は、米国は、この問題を提起すべきではないが、もし日本によって提起されたなら、われわれは同情的な態度をみせるかも知れない」と記されていた。

12 月 29 日　平和条約第 3 案、クリル諸島は割譲するが、ハボマイ、シコタンは日本の領土に含まれる。

エトロフ、クナシリがクリル諸島でないとするのは無理との判断。

1951 年 3 月 1 日　ダレス国務省顧問案。

16 日　日本政府、井口貞夫外務次官によるダレス国務省顧問案に対する回答。

「南樺太の返還とクリル諸島の引渡しに同意」。

23 日　全連合国に送付された対日講和条約草案「南樺太の返還とクリル諸島の引渡し」を明記。

6 月 14 日　ソ連調印不参加の意向を踏まえた修正案「南樺太とクリル諸島の放棄」のみを規定

米国は、ソ連が不参加でも日本に「南樺太とクリル諸島を放棄」させることが必要であった。もし、それらが日本領となると、講和条約と同時に締結する日米安保条約で防衛義務を負い、占領しているソ連軍との紛争に巻き込まれることになるから。

ソ連の講和条約調印せずの意向は中ソ友好条約で協同での対日講和を約束していたから（中国は 1950 年 6 月勃発の朝鮮戦争を戦っている）。

6.5. 講和会議

サンフランシスコ平和条約（1951 年 9 月 8 日）[16]

Article 2
(c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treat of Portsmouth of September, 5, 1905.
第二条
(c)日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

グロムイコ外相、講和条約にサハリン、クリル諸島に対するソ連の主権の承認義務が規定されていないことをソ連の主権の侵害の企図、ヤルタ協定違反と非難。

吉田演説「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます」[17]。

グロムイコは、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」と主張していないので、これはソ連全権に対する反論の形を借りて、領土不拡大原則に違反した講和条約に対して、したがって米英を含む連合国に対して反論したものと考えられる。

吉田は、この演説で、エトロフ、クナシリを、「南千島」と述べている。

批准国会での西村熊雄条約局長の答弁（1951 年 10 月 19 日）の「この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」[18]も同様の趣旨。

7. 日ソ平和条約締結交渉

7.1. 日ソ平和条約締結交渉の開始

1954 年 9 月 25 日　米国務省対ソ書簡。

1952 年 10 月 7 日に歯舞群島上空で撃墜された米軍機の賠償を請求。

[16] 英語は日本国外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/region/europe/russia/territory/edition92/period4.html〔2011 年 4 月 25 日アクセス〕）、日本語は内閣府北方対策本部ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou10.pdf〔2011 年 4 月 25 日アクセス〕）。

[17] 内閣府北方対策本部ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou11.pdf 〔2011 年 4 月 25 日アクセス〕）。

[18] 国会の議事録は、国会会議録検索システム（http://kokkai.ndl.go.jp/）で、日付、人名、キーワードなどで検索できる。

平和条約・ヤルタ協定の「クリル諸島」は歯舞を含まず。

10 月 12 日　マレンコフ・周恩来ソ中両国首相、共同声明で日本との国交正常化を呼びかける（日米関係の修正要求はなし）。

11 月 7 日　歯舞上空で米軍機再び撃墜。

12 月 10 日　鳩山政権発足。

1955 年新年　鳩山、記者会見でソ連・中国との国交回復に意欲。

1 月 26 日　ダレス米国務長官、アリソン駐日大使を介して重光外相に、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③歯舞、色丹は日本領土との日本の主張を支持する、と伝える。

2 月 4 日　島駐米大使、フーヴァー米国務次官に、クリル諸島返還要求を支持するよう求める。

4 月 9 日　「米国の対日政策」採択。

①日本が共産国と政治的に結びつくことに反対

②歯舞、色丹に対する主権要求を支持

4 月 20 日　シーボルト米国務次官補の覚書。

「クリル諸島の一部を要求する日本の主張を激励する強い政治的理由がある」。

5 月 24 日　松本全権への訓令（未公開）、閣議決定。

①歯舞・色丹の返還

②千島・南樺太の返還

米国はソ連側の譲歩の可能性をおそれていた。

6 月 3 日　ロンドンで日ソ平和条約交渉開始（松本全権・マリク・ソ連駐英大使）。

8 月 4 日　フルシチョフソ連共産党第 1 書記、日米にくさびを打ち込むため、歯舞・色丹の引渡しを決断し、マリクから松本に伝えられる。

日本外務省内親米派、米国は日ソ交渉妥結を憂慮。

8 月 18 日　日本外務省幹部会、4 島返還を要求することに決定？

8 月 20 日　寺岡・外務省欧州参事官、4 島返還要求を朝日新聞にリーク。

8 月 25 日　松本全権、20 日の記事に驚き、ソ連の 2 島返還への譲歩を共同通信→毎日新聞にリーク。

重光と寺岡は松本の電報を鳩山に知らせず、2 島返還というソ連の譲歩を隠しておき、2 島返還に対抗する 4 島返還論の新方針を首相と相談せずに決定して、新聞にリークして既成事実化。

8 月 30 日　松本全権、マリクに 4 島返還の新方針を伝える。マリクは拒否。交渉は行き詰まる。

9 月 15 日　松本全権、帰国。

9 月　ダレス米国務長官、ソ連のクリル諸島・南サハリン領有を認めてはならない、などを日本に伝える。

10 月 5 日　松本、歯舞・色丹の返還で妥結すべきと毎日新聞紙上で主張。

10 月 6 日　小泉信三、毎日新聞でソ連を「火事場泥棒」と非難。

7.2. 日ソ平和条約締結交渉の再開

1956 年 4 月 27 日　漁業交渉のためモスクワ入りした河野一郎農相、ブルガーニン首相との会談で平和条約交渉再開を合意。

7 月 31 日　重光全権、シェピーロフ外相と交渉開始。

重光、4 島返還、2 島返還+残り 2 島の継続交渉、2 島返還+サ条約確認と次々に提案。

8 月 12 日　重光、ソ連案（2 島返還）で妥結を決意。

日本政府、ソ連案拒否で合意。

8 月 19 日　重光、交渉を中断し、ロンドンでダレスと会い、2 島返還妥結を説明するが、ダレスはそれなら米国は沖縄を返さないと恫喝。

鳩山は平和条約なしの国交正常化（アデナウアー方式）を決意。

10 月 16 日　日ソ共同宣言調印。

「歯舞群島および色丹島は平和条約が締結された後に現実に日本に引き渡される」。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言[19]

9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

8. 「北方領土」問題の発生

8.1. 「日ソ共同宣言」から「北方領土」問題の発生まで

1957 年 2 月 13 日　戦後最初のソ連駐日大使テヴォシャン着任。

4 月 20 日　フルシチョフ、日ソ共同で米英に対し核実験中止を要求することを提案。

岸内閣、これを拒否。

5 月 16 日　岸首相、参議院で、ソ連が南千島を返還しない限り平和条約は結ばないと言明

5 月 23 日　米国、1954 年 11 月 7 日に北海道沖におけるソ連戦闘機による米軍機撃墜事件の賠償を要求する書簡をソ連に送付。

「これら（ヤルタ協定とサンフランシスコ条約）の文書における『クリル諸島』という字句は、歯舞群島や色丹島、それに従来つねに日本本土であったものであり、したがって正義上、日本の主権下にあるものと認められるべき国後島と択捉島を含んでもいなければ、含むように意図されもしなかったということを繰り返し言明する」。

→国後島・択捉島に関する米国の明確な方針転換。

6 月　フルシチョフ、訪ソした日本の記者（朝日新聞編集局長・広岡知男）のインタビューで、「日本は条約そのものをなぜ早く結ばないのだろうか」と発言。

1959 年 9 月 11 日　フルシチョフ、訪ソした自民党三木武夫に、択捉島と国後島を日本に返還したら、「これらの島がソ連攻撃の基地として使われる」と発言。

12 月　日ソ共同宣言後、歯舞、色丹から引き上げていたソ連住民が、新しいサンマ加工工場の建設とともに島に帰還し始める。

1960 年 1 月 27 日　日米安保条約に関するグロムイコ覚書。

「ソ連政府は、日本政府によって調印せられた新（日米安保）条約がソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島（歯舞群島と色丹島）を日本に引き渡すことによって外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よって、ソ連政府は、日本領土からの全外国軍隊の撤退およびソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞および色丹が 1956 年 10 月 19 日付けソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える」。

2 月 5 日　日本政府、直ちに抗議の覚書を送付。

「共同宣言は、日ソ両国関係の基本を律する国際取り決めであり、両国それぞれの最高機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更しえないことはここに論ずるまでもない。さらに日ソ共同宣言が調印された際、既に無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国

[19] 内閣府北方対策本部ホームページ（http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou18.pdf 〔2011 年 4 月 25 日アクセス〕）。

軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである」。「日本国政府は、領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによって宣言の内容を変更せんとするソ連邦の態度はこれを承認することができない」。「また我が国は、歯舞群島、色丹島のみならず他の日本の固有の領土の返還をあくまでも主張するものである」。

↓

ソ連の宣言の内容を一方的に変更する覚書も日本政府の言うとおり不当なものだが、日本政府の反論の中での「他の固有の領土の返還」論もまたソ連からすれば共同宣言に反する不当なもの。

5 月 31 日　米国国家安全保障会議文書「対日政策ステートメント」。

「日本が中ソ・ブロックに対するその正当な領土、漁業、その他の要求を出し、中立化や政治的譲歩を求める中ソの圧力に抵抗するよう支持し、激励する。クリル諸島と南サハリンに対する主権を求めるソ連の主張に譲歩しない」。

1961 年 9 月 25 日　フルシチョフの池田首相あて書簡。

「領土問題は一連の国際協定によって久しき以前に解決済みである」。

10 月 3 日　池田首相、衆議院予算委員会での発言。

「千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます」。→10 月 6 日、政府見解となる。

11 月 15 日　池田首相、フルシチョフあて書簡。

「日本政府がサン・フランシスコ条約によってその権利を放棄した『千島列島』は、この歴史的にも明らかな概念であるウルップ以北の十八島を指すものであって、元来『千島列島』に含まれぬ日本固有の領土であるクナシリ、エトロフ両島については、日本政府はなんらの権利をも放棄したものではない」。

↓

「北方領土問題」の発生

8.2. クリル諸島の定義

1956 年以降、日本政府は、この第 2 款の当時の日本語訳「現今所領『クリル』群島即チ第一・・・」を根拠に、「クリル諸島とは、シュムシュ島からウルップ島までの 18 島である」という主張を展開し始めた。

ここで問題となるのは、フランス語正文の le groupe des Îles dites Kouriles（クリルと呼ばれる島々のそのグループ）についてである。フランス語正文からの直訳で「自身が現在所有しているクリル諸島のグループ」となる部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「クリル諸島のグループ」が「クリル群島」と簡略化されていて、groupe（グループ）に対応する語を別途訳出していない。このため、日本語訳では、クリル群島すなわちクリル諸島がここで挙げられている 18 島だけを意味すると読める（と 1956 年以降の日本政府が主張している）が、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文には存在していない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ属シ」の語句が付け加えられている。1875 年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、日露和親条約により、ウルップ島以南の択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島などはすでに日本領として確定していたため、千島・樺太交換条約において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖の歯舞群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。

8.3. 千島列島の定義

この第二款が問題となったのは、1956 年以降の日ソ平和条約締結交渉において、日本政府が、歯舞群島および色丹島だけでなく、1951 年のサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項で放棄した「千島列島」に含まれているはずの国後島および択捉島の返還をソ連に対して要求することになったからである。日本政府は、国後島および択捉島の返還要求と、「千島列島」を放棄したサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項との整合性を持たせるために、「国後島および択捉島は千島列島ではない」という主張を展開する必要があり、その根拠に、この 1875 年のサンクト・ペテルブルク条約第二款の日本語訳を挙げ始めたのである。

1950 年当時の日本政府の見解は、国後島および択捉島は千島列島であり、したがってサンフランシスコ平和条約第 2 条c項で放棄した千島列島には国後島および択捉島は含まれるというものであった。したがって、1950 年 3 月 8 日におこなわれた衆議院外務委員会の質疑でも、千島樺太交換条約第二款を根拠にして「国後島と択捉島は日本領土であるはず」という国会議員の質問に対して、政府（西村熊雄政府委員・外務省条約局長）は以下のように反論している[20]。

〇浦口委員　その條項も私は実は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル（千島）アイランズと、こうなつております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになつておりまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ――シコタン、ハボマイはもちろんでありますが、これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのでありますが、その点いま一応御答弁願います。

〇西村（熊）政府委員　御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰言返し願いたいと思います。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが、……。

〇浦口委員　そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのでありますが、実は下田條約では、今より後日本国とロシヤ国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條があるわけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシユムシユ島――ウルツプ島というのはエトロフとの境でありますが、下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立たないのであります。

〇西村（熊）政府委員　その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございましよう。ですから千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思います。

8.4. 「南千島」

1950 年 3 月 8 日の答弁で明らかなように、政府は当時、終始一貫して、国後島および択捉島を「南千島」と呼んでいる。そして、1951 年 10 月のサンフランシスコ平和条約の批准のための国会でも政府は、「条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含む」と説明している（1951 年 10 月 19 日、衆議院における西村熊雄政府委員・外務省条約局長の答弁）。

〇西村（熊）政府委員　條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまつたくその立場が違うことは、すでに全権がサンフランシスコ会議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。

なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときはいまだ調印前でございましたので、むろんソ連も調印する場合のことを考えて説明されたと思います。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司

[20] 国会の議事録は、国会会議録検索システム（http://kokkai.ndl.go.jp/）で、日付、人名、キーワードなどで検索できる。

法裁判所に提訴する方途は、実際上ない次第になつております。

8.5. 現在の日本政府の主張

サンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」（第二条（c）項）

この規定によって、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一方的に自国の領土に入れ、今日まで事実上これらの地域に施政を及ぼしてきましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」（The Kurile Islands）の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきものと考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となったことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米国政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の国務省覚書で、「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島と共に）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起こりましたが、同事件に対して米国政府がソ連政府にあてた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言明する。」と述べられています。

これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

（外務省『われらの北方領土2010年版』[21]10-11ページ）

[21] 外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/hoppo6.html ［2011 年 5 月 16 日アクセス］）。